

## 低所得者支援給付金に 関するよくあるご質問（Q&A）

※随時、更新されます。 **共通事項**

Q 案内はいつ届きますか？

### 【住民税均等割のみ課税世帯の場合】

- ・令和5年度分の住民税均等割のみ課税者で構成されている世帯の世帯主
- ・令和5年度分の住民税均等割のみ課税者と住民税非課税者で構成されている世帯の世帯主が対象者で、令和6年3月29日（金）より「申請書」を順次、発送しています。

### 【こども加算】

- ・令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯のうち、18歳に達する日以降最初の3月31日までの子どもを養育している世帯の世帯主
- ・令和5年度分の住民税均等割のみ課税である世帯のうち、18歳に達する日以降最初の3月31日までの子どもを養育している世帯の世帯主が対象者で、エネルギー・食料品価格等物価高騰支援給付金（7万円）または低所得者支援給付金（住民税均等割のみ課税世帯分）を支給した世帯のうち、該当世帯に対し通知を発送します。

発送時期は、令和6年4月19日（金）から順次「ご案内」を発送しています。

Q どのような手続きが必要ですか。

### 【住民税均等割のみ課税世帯の場合】

「申請書」が届いた世帯は、必要事項を記入のうえ、添付書類とともに6月28日（金）（消印有効）の提出期限までに返送してください。

詳しくは届いた案内をご確認ください。

### 【こども加算】

対象児童や振込口座に変更がなければ申請は不要です。「ご案内」を発送後、プッシュ型で振り込みます。

Q 給付金は、いつ振り込まれますか？

**【住民税均等割のみ課税世帯の場合】**

「申請書」を受け取られた世帯については、4月16日（火）より順次、給付金を振り込んでいます。

必要書類の提出後、書類に不備がない場合はおおむね2週間から1か月程度で振り込まれます。

**【こども加算】**

第1回目を5月14日（火）に振り込む予定としています。順次、月1~2回程度のペースで振り込む予定です。

Q 生活保護を受給しています。支給対象になりますか？

本給付金につきましては、支給対象となりません。

Q 提出書類の記入方法が分かりません。教えてください。

徳島市低所得者支援給付金コールセンター（TEL088-602-1263）へお問い合わせください。また、市役所1階国際親善コーナーの相談窓口でも、書類の記入や提出を受け付けています。

Q 給付金は誰に振り込まれますか？

原則として、世帯主の方の口座へ振り込まれますが、代理人による給付金の受給や申請手続きが認められる場合もありますので、詳しくは、徳島市低所得者支援給付金コールセンター（TEL088-602-1263）へお問い合わせください。

Q 給付金は課税または差押え対象になりますか？

「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律施行細則」（令和5年12月28日公布）が公布・施行され、本給付金は所得税等を課されないこととされており、差押えの禁止対象となっております。

Q 外国人は、給付金の対象となりますか？

基準日（令和5年12月1日）及び令和5年1月1日において、徳島市の住民票に記載されている外国人は、支給要件に該当する場合、支給対象となります。

なお、租税条約に基づく課税免除の適用を受けている方については、給付金の対象となりません。

Q 令和 5 年 1 月 2 日以降に海外から入国してきた場合は、支給対象になりますか？

基準日（令和 5 年 12 月 1 日）において、徳島市の住民基本台帳に登録されており、かつ、令和 5 年 1 月 1 日時点において日本国内の市区町村の住民基本台帳に登録され、支給要件を満たしている場合は支給対象となります。そのため、令和 5 年 1 月 2 日以降に海外から入国してきた場合は、支給対象外となります。

## 低所得者の子育て世帯への給付（こども加算）

Q 「こども加算」とは何ですか？

令和 5 年度における個人住民税均等割非課税世帯及び均等割のみ課税世帯への給付の加算として、当該支給対象者（世帯主）の世帯員である 18 歳以下のこども（18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの児童（平成 17 年 4 月 2 日生まれ以降の児童））1 人当たり 5 万円を目安に支給するものです。

Q 基準日以降に出生したこどもは対象となりますか。

基準日（令和 5 年 12 月 1 日）以降、徳島市は、令和 5 年 12 月 2 日から令和 6 年 3 月 31 日までに生まれた場合は対象となります。該当世帯には 5 月中旬以降、随時確認書を送付するので確認のうえ、必要事項を記入し返送してください。

受理後、申請書類に不備がなければ 2 週間から 1 か月程度で振り込みます。

Q 単身で寮に入っているこどもなど、同一世帯員として住民基本台帳に登録されていないが、生計が同一である 18 歳以下のこどもは対象となりますか。

こども加算は、仮に当該児童と別居している者との生計同一関係があったとしても、当該児童の属する世帯の世帯主への支給を原則とします。

ただし、同一世帯員として住民基本台帳に記載されていない単身で寮に入っているこどもなど、こども加算の支給対象者となる世帯主が同一世帯にいない児童に限っては、別世帯である世帯主から当該児童と生計が同一であることの申出を受けた上で、こども加算の対象とすることができます。

申請方法については、決まり次第お知らせします。